

被処分者	認定証番号	山形県公安委員会 第240543号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	おさなぎ運転代行 代表 武田 孝治
	主たる営業所が所在する市町村	東根市
処分年月日		令和6年12月25日
処分内容		指示処分
処分理由		(1) 自動車運転代行業を営んでいる旨の表示をしないまま随伴用自動車としていたこと（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第17条第1項違反） (2) 令和6年11月8日に実施した立入検査で、従業員指導簿を備え付けていなかったこと（自動車運転代行業務の適正化に関する法律第20条第2項違反）
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第2項
処分を行った都道府県		山形県